

# 京丹波町暴力団排除条例の概要

暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により町の行政、町内の事業活動及び町民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって町民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的として、京丹波町暴力団排除条例を制定しました。

本条例の施行日は、平成24年4月1日です。

## 条例の骨子

- 1 基本理念、町・町民等の債務**  
基本理念(第3条)、町の債務(第4条)、町民等の債務(第5条)
- 2 町の施策**  
町の事務事業における措置(第6条)  
町が設置した公の施設の使用の不承認等(第8条)  
公共工事からの暴力団排除(第9条)
- 3 町民等の遵守事項等**  
暴力団威力利用行為及び利益供与の禁止(第10条・第11条)  
契約時における措置～暴力団排除条項の規定等(第12条)
- 4 青少年の健全育成を図るための措置**  
青少年に対する教育等の措置(第13条)
- 5 罰則**  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第16条)・5万円以下の過料(第17条)

## 条例の特徴

### 1 暴力団員の公共工事への参入が禁止されました。

町発注の公共工事における暴力団員等との請負契約・下請契約等の禁止  
受注者から暴力団員でないこと等の誓約書を徴することを義務化、虚偽の誓約書を提出した者に罰則

## 京丹波町暴力団排除条例第9条

### 公共工事からの暴力団排除

1 町は、公共工事を請け負わせる契約(「以下請負契約」という。)を暴力団員等との間で締結することを禁止します。(第9条第1項)

2 町と請負契約を締結した元請契約者は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約(物品納入等契約)を暴力団員等との間で締結することを禁止します。

(第9条第2項)

(注1) 建設業法第2条第4項に規定する下請契約とは

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者<sup>1</sup>と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結させる請負契約をいいます。

(注2) 物品納入等契約とは

例えば、生コンクリート、防音シート等の物品納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、産業廃棄物処理、土木作業員用の自動販売機の設置等が該当します。

他にも工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受けることについても当該契約に当ることとなります。

3 町の請負契約に関して下請契約を暴力団等との間で締結することを禁止します。

(第9条第3項)

4 町の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団等との間で締結することを禁止します。

(第9条第4項)

5 町、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、公共工事の契約を締結するに当たり、その相手方から、代表者本人のほか、法人等の場合はその役員や使用人についても暴力団員ではない旨の誓約書を徴することを義務化しています。(別紙1参照)

(第9条第5項)

(注3) 使用人とは

支配人、本店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所等の事務を統括する者

営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

(注4) 当該契約金額が150万円未満の契約については、誓約書を徴する必要はありません。

ただし、町が発注する1件の建設工事に関して同一当事者間において締結され

た契約が2つ以上あるときは、その契約金額の総額が150万円以上となる場合は、誓約書を徴する必要があります。

6 町、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、誓約書を5年間保管しなければなりません。(第9条第6項)

7 誓約書の虚偽記載等に関しては、以下の罰金・行政処分が規定されています。

・誓約書に暴力団員でない旨等の虚偽記載をして提出した者

**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第16条)**

・誓約書を徴しなかった者

・誓約書を5年間保管しなかった者

**5万円以下の過料(第17条)**

## **1 誓約書に関する留意事項(誓約書を徴する時期)**

### (1) 個別契約による場合

町が発注する1件の建設工事について、契約金額が150万円以上となる場合、個別契約を締結する際に、その相手方から誓約書を徴することとします。

### (2) 基本契約の締結又は基本契約約款に同意している場合

ア 町が発注する1件の建設工事について、契約金額が150万円以上となる場合、基本契約の締結又は基本契約約款に同意の際に、誓約書を徴します。以後の具体的な契約(注文書・請書)においては誓約書を徴することは不要です。

イ 町が発注する1件の建設工事について、基本契約の締結又は基本契約約款に同意の際には、契約金額が150万円以上とならない見込みであるため誓約書を徴しなかった場合で、その後、当該基本契約の締結又は基本契約約款に基づく契約金額の総額が150万円以上となった場合、最初の具体的な契約(注文書・請書)の締結の際に誓約書を徴することとします。以後の具体的な契約においては誓約書を徴することは不要です。

### (3) 変更契約の場合

町が発注する1件の建設工事について、既に誓約書を徴している場合で、その後当該契約の変更等の契約を締結した場合は、改めて誓約書を徴することは不要です。

### (4) 物品納入等契約の場合

物品納入等契約も上記(1)～(3)の契約に準じて誓約書を徴してください。

## 2 下請契約等の内容確認

- (1) 今後、下請契約や物品納入等契約を締結する際には、当該契約が町の発注する建設工事に係る契約であるかどうかについて必ず確認してください。
- (2) 町の発注する建設工事に係る下請契約について再下請契約等をする場合については、当該下請契約が町の発注する工事であり、誓約書を徴する必要があることを必ず説明してください。